

## 地域医療支援室運営委員会運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、地域医療支援室運営実施要綱第5条に基づき設置された地域医療支援室運営委員会（以下「委員会」という）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

2 会長は、地域医療支援室の管理者をもって充てる。

3 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる行政機関および団体の長の推薦により病院局長が任命する。

(1) 市立函館病院

(2) 圏域内医師会

(3) 圏域内市町村

(4) 圏域内保健所

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げないものとする。なお、任期途中で委員の交代があった場合の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長および副会長の職務)

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員会の会議の議長となる。

3 定例の委員会は、原則毎年3月に開催するものとする。なお、会長は必要に応じ、または委員の1/3以上の要請があるときは委員会を招集し、会議を主催する。

4 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 委員会の事務局は、市立函館病院内の地域医療支援室に置く。

### (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成11年10月 1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する